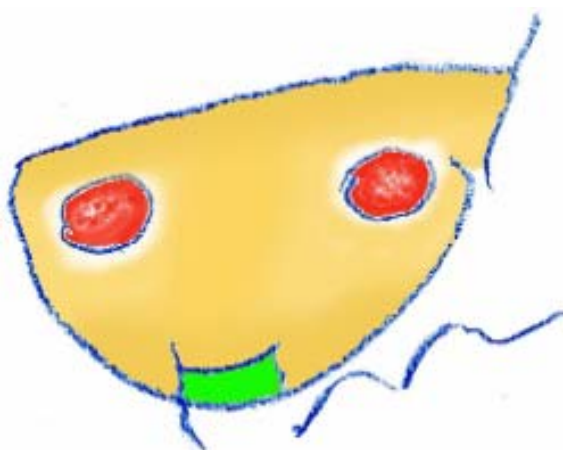


# 障害者差別をなくすための研究会

## 最終報告

～障害のある人に対する理解を広げ、

差別をなくすために～



©2005

平成17年12月

## 目 次

<b>I はじめに</b>	
1. これまでの経緯	1
2. 研究会の設置と検討経過	3
<b>II 「条例」の役割と全体構造（総論）</b>	
1. 「条例」の基本的役割	5
2. 「条例」の全体構造	5
<b>III 「条例」の内容（各論）</b>	
1. 「条例」の名称	8
2. 前文	9
3. 目的	10
4. 定義	11
5. 基本理念	13
6. 関係者の責務・役割	14
7. 「なくすべき差別」等	15
8. 虐待の禁止	26
9. 社会の仕組みそのものを変えていく取組み	28
10. 差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組み	29
11. 頑張っている人を応援する仕組み	37
12. 条例の運用上の配慮等	38
13. 見直し	39
14. 罰則	40
<b>IV 「条例」以外の取組み</b>	42
<b>V おわりに</b>	49
 (別紙)	
研究会との意見交換に参加いただいた団体等一覧	51
“ちょっといい話”	52
「障害者差別をなくすための研究会」検討経過	56
障害者差別をなくすためのタウンミーティング等の開催状況	57
「障害者差別をなくすための研究会」委員名簿	59

# I はじめに

## 1. これまでの経緯

### (1) 健康福祉千葉方式と「新たな地域福祉像」

- 千葉県では、健康福祉施策について、①子ども、障害者、高齢者等の対象者を横断的に捉えた施策展開を図る、②施策の企画段階から、当事者を含めた県民と行政が協働し、一体となって施策展開を図る、という2つの特徴を有する「健康福祉千葉方式」を採用しています。
- 特徴②は、施策づくりにおける従来の官民の役割分担を逆転させるものです。まず白紙の段階から当事者を含めた県民が活発な意見交換を行い、その結果について、行政側が既存制度・施策との役割分担、予算措置の可能性等を考えながら、制度化していくという関係を想定しています。実際、千葉県では、全く白紙の段階から、様々な障害当事者を含む県民が提案者側として作業部会等に参加し、「千葉県地域福祉支援計画」「第三次千葉県障害者計画」をはじめ、様々な施策づくりに携わってきました。
- 「健康福祉千葉方式」を象徴するものが、両計画に、より多くの県民の声を反映させるため、県内13か所で開催された「タウンミーティング」です。これは、各地域の県民が実行委員会を組織し運営を主導するもので、知事や市町村長は「ゲスト」として招待される形となります。はじめは家族や支援者が代弁していた当事者の思いも、いつしか当事者が自ら「働く場所がない」「理不尽な差別を受けている」などと声を上げるようになり、「人と地域のうねり」が県内各地に広がっていきました。
- こうした議論を通じて、今後の千葉県の福祉が目指すべき方向として、①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」が提唱されました。

### (2) 第三次千葉県障害者計画と「千葉県障害者地域生活づくり宣言」

- 昨年7月、今後5年間の千葉県の障害者施策の基本計画となる「第三次千葉県障害者計画」が取りまとめられました。この計画は、健康福祉千葉方式に基づき作成され、「誰もがその人らしく地域で暮らすために」との副題が示すとおり、千葉県の「新たな地域福祉

像」の実現を目標とするものです。

- また、この計画の取りまとめに当たって、堂本知事は、①県行政のトップとして、幅広く県民の方々に参加して作っていただいた計画の実行に全力を尽くすこと、②県民全体で「障害者とその人らしく地域で暮らせる社会」をつくっていくこと、を決意して、「千葉県障害者地域生活づくり宣言」を行いました。
- この宣言には、200ページに及ぶ計画の中で、障害者とその人らしく地域で暮らす上で最も重要な施策が4つ引用されています。  
具体的には、①グループホーム等の充実・強化、②就労支援、③24時間365日の対象者横断的な相談機関（「中核地域生活支援センター」）の全県展開と地域のネットワークづくり、④障害者差別禁止に関する千葉県独自の条例づくり、です。
- 障害のある人に対する理解は少しずつ深まりつつありますが、依然として故なき誤解や偏見のために障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。千葉県の目指す「新たな地域福祉像」（誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす）を実現するためには、上記①～③のような福祉サービス等を充実させるだけでは十分ではなく、誤解や偏見に満ちた地域社会そのものを変えていく必要があります。
- 千葉県における「障害者差別をなくすための条例づくり」は、幅広い県民参加の下で進められてきた「新たな地域福祉像」の実現に向けた一連の取組みの中に位置付けられるものです。

### (3) 「障害者差別に当たると思われる事例」の募集

- 条例制定等に向けた最初の取組みとして、昨年9月16日より年末まで、広く県民から「差別に当たると思われる事例」を募集しました。これは、条例等の基礎となる「差別とは何か」を考える場合、何より「理不尽な悲しい思い」をしてきた当事者等の思いや経験を出発点にすべきと考えられたからで、健康福祉千葉方式の考え方に基づくものです。
- 研究会設置後に提出されたものも含めて、800件に近い事例が寄せられました。

(参考)「障害者差別に当たると思われる事例」の応募状況	：	総件数	769件
(内訳)	教育	213件	不動産の取得・利用 25件
	医療	86件	呼称 11件
	サービス提供	77件	司法手続 9件
	労働	73件	所得保障 8件
	建築物・交通アクセス	38件	参政権 7件
	福祉	37件	その他 154件
	知る権利・情報	31件	

## 2. 研究会の設置と検討経過

### (1) 研究会の設置

- 寄せられた「障害者差別に当たると思われる事例」をもとに、「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」等について徹底して検討するため、第三次千葉県障害者計画推進作業部会（以下「推進作業部会」といいます。）の下に、官民協働の「障害者差別をなくすための研究会」を設置し、具体的な検討をしました。

### (2) 検討経過

- この研究会は、推進作業部会からの推薦と公募による委員29名により、今年1月26日に設置されました。その後最終報告取りまとめまで、ほぼ月に2回のペースで合計20回にわたり検討を重ねてきました。
- 研究会では、まず、募集した事例の分析のほか「差別をなくすための取組みの意義」や「条例の法的性格」等について検討をしました。また、第9回及び第10回の研究会では、関係団体や個人、県庁内関係各課との意見交換（51ページ「研究会との意見交換に参加いただいた団体等一覧」参照）を行い、8月に中間報告を取りまとめました。

(注) このため、本最終報告の内容を正確に理解していただくためには、この「中間報告」の内容をも理解していただくことが望ましいと考えます。県庁 HP の該当箇所 [http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c\\_syoufuku/keikaku/sabetu/170825tyukanhoukoku.pdf](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_syoufuku/keikaku/sabetu/170825tyukanhoukoku.pdf) を参照してください。

- その後、条例の「法制上の論点」を整理し、各条文がイメージできるまで議論を深めた

ほか、第18回の研究会では、関係団体との意見交換（51ページ「研究会との意見交換に参加いただいた団体等一覧」参照）をしました。また、条例以外の取組みについても、学校教材（副読本）や相談マニュアルづくりなど様々な形での取組みを検討しました。

### (3) タウンミーティング等

- 障害者に対する理解を広げ、差別をなくしていくためには、様々な立場のできる限り多くの県民が、障害者差別について考え、議論するプロセスが重要であり、この研究会での議論と平行して、県内各地でタウンミーティング等が開催されました。
  
- 最初に、この研究会が本格的に活動を始めるときに、障害者差別に対する県民全体の関心を高め、また、基本的な共通認識を持つことを目的として、本年2月20日、市川市の和洋女子大学において、「障害者差別をなくすためのタウンミーティング」が開催されました。
  
- また、8月に取りまとめられたこの研究会の中間報告等をもとに、県内30か所以上でミニタウンミーティングが開催され、延べ3,000人以上の県民が参加して意見交換が行われました。

## Ⅱ 「条例」の役割と全体構造（総論）

### 1. 「条例」の基本的役割

- 昨年9月に募集した「障害者差別に当たると思われる事例」や各地で行われたミニタウンミーティング等で寄せられた事例（以下「寄せられた事例」といいます。）の分析を通じて、障害のある人に対する差別の多くが、障害のある人に対する誤解、偏見などの理解の不足から生じていることが明らかになりました。この条例の最も大きな役割は、差別に当たる行為を具体的に列挙し、「差別とは何か」について県民共通の理解・ルールを作っていくことにあります。
- しかしながら、これらの差別に当たる行為の中には、現時点で、必ずしも即時・全面的に解消することが難しいものもあります。この条例では、まず、ある行為が「差別であること」について県民合意をつくり、次に、その合意の実現に向けて、様々な立場の県民が知恵を出し合って取り組んでいくというプロセスを重視すべきです。
- また、条例は万能ではありません。条例を大きな道具とし、条例以外の取組みと併せて、幅広い県民運動を展開することで、1つずつ障害のある人に対する差別をなくしていくことが重要です。

### 2. 「条例」の全体構造

#### (1) 「前文」と「基本理念」（9～13ページ参照）

- この条例は、これまでのわが国に前例のない取組みであり、県民の意識や文化に働きかけていく要素の大きいものです。
- このため、これまでの経緯を踏まえた、条例の基本的な考え方等について「前文」や「基本理念」で宣言することが必要です。

#### (2) 「なくすべき差別」の例示（15～26ページ参照）

- この条例の骨格は、障害のある人に対する差別の多くが、障害のある人に対する誤解、偏見などの理解の不足から生じていることを踏まえ、「差別に当たる行為」を具体的に列挙し、県民共通の理解・ルールを作っていくことです。

- このため、分野ごとにできる限り具体的に「なくすべき差別」を列挙することが必要です。この際、障害のある人に対して必要な合理的な配慮を行わないこともまた差別であることを明らかにすることが重要です。

#### (3) 差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組み（29～37ページ参照）

- 前述したとおり、この条例では、ある行為が「なくすべき差別である」という県民合意の実現に向けて、様々な立場の県民が知恵を出し合って取り組んでいくというプロセスを重視すべきです。
- また、差別をしている人の中には、積極的に障害のある人と関わりを持ち、様々な制約の中で苦勞している人もいるかも知れません。この条例では、このような人たちを遠ざけてしまうのではなく、味方を作り増やしていくことこそが重要です。
- このため、差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組みとして、罰則ではなく、きめ細かに自主的な取組みを求める相談や助言・あっせん、悪質なケースについての勧告・公表といった仕組みを設けることが適当です。この場合、県レベルから身近なレベルまで多段階の仕組みを設け、専門的な対応とともに気軽に利用できる仕組みとすべきです。

#### (4) 社会の仕組みそのものを変えていく取組み（28～29ページ参照）

- 障害のある人に対する差別をなくしていくためには、個別の差別行為の背後にある制度や習慣、慣行など構造的な問題に立ち返った対応が必要な場合も多いと思われます。
- この条例においては、「社会の仕組みそのものを変えていく取組み」として、障害のある人、関係事業者、行政等からなる「推進会議」を設置し、関係者が知恵を出し合って建設的な取組みを話し合うことが重要です。

#### (5) 頑張っている事業者・団体・人などを応援する仕組み（37～38ページ参照）

- 障害のある人に対する差別をなくしていくためには、差別が起きた後の解決のための仕組みだけでなく、理解を継続的に広げていくことが必要であり、この条例において、障害のある人への配慮等に積極的に取り組んでいる個人・団体・企業などを応援する仕組みも必要です。



**(6) その他（39ページ参照）**

- 障害のある人に対する差別の状況や、その差別をなくすための必要となる負担は、その時々障害のある人に対する県民の意識や社会のあり方によって不断に変化していくものです。特に、この条例は、条例自体が県民の意識や社会のあり方に変化を促していく面があります。
  
- このため、この条例において、条例の施行後も必要に応じて条例の内容を見直していく旨を盛り込む必要があります。

### Ⅲ 「条例」の内容（各論）

#### 1. 「条例」の名称

- 条例の名称については、法制執務上、
    - ① 条例の内容・全体構成を的確に表現するものであること
    - ② 名称中に使える用語が、社会的なコンセンサスがあり、他の法令との整合性があるものであることが必要とされています。
  
  - 条例の名称・条文中に「障害」という用語を使うことについては、特に「害」という文字に否定的な意味合いが強く、表記自体に差別感を感じる当事者が多くいます。言葉が人々の意識に与える影響は極めて大きいので、差別意識をなくしていくためにはまず言葉を変えることが有効であるとの考え方から、この研究会においても、例えば、ひらがなで「しょうがいしゃ」としてはどうかとの意見がありました。他にも「障がい者」「障害者」「チャレンジド」「ギフティッド」といった言葉が用いられることもあります。
  
  - しかしながら、現状において、これらの言葉は必ずしも定着したものとは言えません。「障害」以外に、障害を持った状態を示す用語として、社会的なコンセンサスがあり、既存の法令と整合性がある用語がないのも事実です。
- (注) 障害者差別禁止法制定に向けた関係団体の提案においても「障害」という用語が使われています。
- このため、この条例においては「障害」という用語を用い、今後の県民運動の中で「障害」以外の言葉も考慮し、定着させていくことが適当です。なお、この「障害」の範囲については、11～12ページで述べるように、現行法における障害の定義に止まらず、WHOの「国際生活機能分類」を踏まえて、広く支援を必要とする人が対象となるようにすべきです。
  
  - また、障害に伴う生活上の困難は、社会的環境との相対関係で発生することを考えれば、あたかも「障害」がその人と不可分に固定しているかのような「障害者」という用語は適当ではありません。この研究会としては、あくまでその時点において「障害がある」とい

う状態を示すに過ぎないという意味で、条例上「障害のある人」という表記で統一した方がよいと考えます。

- 条例の名称中に「差別」という用語を使うことについては、語感が刺激的であるとの指摘も多く、多くの県民が「差別」をしているという実感がなく、条例に対する抵抗感・違和感を呼び起こすのではないかと指摘がありました。しかしながら、この条例の主要部分は、「障害を理由とする差別」の例示と、差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組みで構成されており、条例の内容・全体構成を的確に表現する観点からは、「差別」を用いざるを得ません。
- 一方、この条例が、差別として申し出のあった個別事案について第三者による説明や調整を通じて解決する仕組みとなっていることや、社会の仕組みそのものを変えていくための関係者の協議の場である「推進会議」や、頑張っている人を応援する仕組みである「表彰・情報提供」等も取り込んでいることを踏まえれば、「理解を広げる」という要素も名称中に盛り込むことが適当です。
- これらの点を踏まえ、この条例の名称は「障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための条例」とすることが適当です。
- なお、法制的な制約を受けざるを得ない条例の正式名称とは別に、条例の趣旨を一言で表現でき、広く県民に受け入れられやすい通称・愛称を付することが考えられます。

## 2. 前文

- 「前文」は、法令において必須の構成要素ではありませんが、法令の趣旨・目的・基本原則などを厳粛に宣言するもので、憲法や基本的事項を定めた法令に置かれることが多いものです。
- 「前文」は、厳密な意味での法規範性を持つものではありませんが、その法令の一部をなすものであり、法令中の各条項の解釈の基準を示すものです。
- これまでのわが国に前例がない取組みであり、県民の意識や文化に働きかけていく要素の大きいこの条例においては、特に「前文」を置くことが重要です。このため、例えば次

のように、「差別をなくすための取組み」の経緯や意義及び方向性の要素を盛り込むことが適当です。

- ・ 障害のある人の現状（社会的入院等の存在、偏見・誤解の存在）
  - ・ 健康福祉千葉方式の取組み
  - ・ 当事者を含む民間と行政の協働
  - ・ 新たな地域福祉像「①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らす」
  - ・ 地域生活のためには福祉サービスの充実のみではなく差別や偏見のない地域づくりが必要
  - ・ 「差別をなくすための取組み」の3つの意義
    - ①障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する
    - ②障害のある人や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」とする
    - ③「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点とする
  - ・ 対立の関係の克服
  - ・ 県民文化の創造
- 特に、条例をはじめとする差別をなくす取組みの究極の目標は「障害のある人もない人もともに地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化を創造することであり、そのためには、特に幼少期の感受性の豊かな時期に、自然な形で一緒に過ごすことが有効であることを強調すべきです。

### 3. 目的

- 目的規定は、条例に定める内容の概観と直接・究極の目的を記述するものです。また、千葉県では、健康福祉部が所管する条例の究極の目的としては、「県民の福祉の増進に資する」という趣旨の文言を盛り込むことが一般的です。
- このため、この条例の「目的」については、  
「条例に定める内容の概観」として
- ・ 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組みについて、基本理念を定めること
  - ・ 県、市町村及び県民の役割を明らかにすること
  - ・ 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進すること

「直接の目的」として

- ・ 障害のある人も障害のない人もともに暮らしやすい社会の実現を図ること

「究極の目的」として

- ・ 現在及び将来の県民の福祉の増進に資すること

を記述することが適当です。

#### 4. 定義

- 条例における「定義」の規定は、条例中の重要用語で、定義せずに使用すると意味が不明確になりかねない用語について、できる限り、客観的・具体的な内容を明らかにすることが目的です。
- この条例においては、少なくとも「障害」「虐待」について定義が必要と考えます。また、その他の用語についても必要に応じて定義を置くべきです。

##### (1) 「障害」の定義

- 現行法においては、障害者について「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」（障害者基本法第2条）と規定され、このうち「身体障害者」については、「別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」（身体障害者福祉法第4条）と規定されていますが、これらはいわゆる「医療モデル」による定義とされています。
- WHO（世界保健機構）の「国際生活機能分類」（2001年5月）は、障害を「心身機能・身体構造」「活動」「参加」という中立的な3つの次元で捉えるとともに、障害の発生は個人の特徴だけでなく社会環境との相互作用から発生するものとの認識に立って「環境因子」の要素を加え、これらの各次元・要素が相互に影響しあう「相互作用モデル」の立場をとっています。これは、従来の医学的・不可逆的な障害観から転換するものであり、「社会モデル」「生活モデル」の要素が強いものです。
- 「第三次千葉県障害者計画」（昨年7月）では、「国際生活機能分類の考え方を参考とし、各種の障害者手帳を持つ人のみならず、支援を必要とする人をひろく「障害者」と捉え、本計画の対象とすることとします。」とされています。また、中間報告においても、「「何

らかの心身における損傷・疾病などの特徴のために、社会生活等において何らかの困難を継続的に抱えている人」を広く取組みの対象とすることとしたい」とされています。

- これらを踏まえ、この条例においては、「障害」の概念を次のように整理することが適当です。

個人の心身の状態が、

- ① 疾病、変調、傷害その他の事情に伴うものであること
- ② その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないこと

により、個人が日常生活又は社会生活において継続的に制限を受ける状態であること

- 上記②の「その時々の社会的環境において求められる能力又は機能」は狭く解すべきではなく、例えば、外見上の特徴から他の人から好奇の視線にさらされ、暮らしにくさを感じることも多い、いわゆるユニークフェイスの人たちの「外観」についても、含まれる内容と解すべきです。ただし、上記②は、「その時々の」とあるように、時代によって変化する概念であり、むしろ、時間をかけて該当範囲を狭くしていく取組みが必要です。

- なお、多様な「障害」を読み込める定義とするためには、ある程度曖昧な内容を含む定義とせざるを得ません。しかしながら、曖昧な内容を含む「障害」の定義では、障害のある人となない人の区別を一義的に明確にできないので、刑罰法規になじみにくいことに注意が必要です。

## (2) 「虐待」の定義

- 虐待については、児童を対象とする「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)、高齢者を対象とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)がありますが、障害のある人を対象とする国の法律はありません。しかしながら、国においても政府及び与野党において検討が進められているところです。

- 虐待の定義については、児童虐待防止法においては、①暴行(身体的虐待)、②わいせつ行為、③保護の怠慢(ネグレクト)、④心理的外傷を与える言動(心理的虐待)の4類型が列挙され、高齢者虐待防止法においては、この4類型に加えて、⑤不当な財産上の利益の取得が列挙されています。

- 障害のある人に対する虐待についても、年金、賃金の搾取の事例が多数報告されているこ

とから、高齢者虐待防止法の定義にならい、5類型とすることが適当です。

## 5. 基本理念

- 条例における「基本理念」の規定は、条例の運用上の基本基準や適用上の注意事項を表現するもので、あくまで「解釈の指針」であり、直接実体的な法効果を持つものではありません。
- しかしながら、近年の県条例のうち、政策の基本的な枠組みを規定する「基本条例タイプ」の条例では基本理念を規定することが多くなっています。これまでのわが国に前例がない取組みであり、県民の意識や文化に働きかけていく要素の大きいこの条例においては、特に「基本理念」は重要です。
- この条例の「基本理念」においては、すべての障害のある人が、障害を理由として差別を受けずありのままに・その人らしく、地域で暮らす権利があることを明確に規定する必要があります。また、障害のある人に対する虐待が、このような権利を著しく侵害するものであることも明確にする必要があります。
- また、寄せられた事例の分析やミニタウンミーティング等での議論を通じて、障害のある人に対する差別の多くは、障害のある人に対する誤解、偏見を含む理解の不足から生じていることが明らかになりました。

このため、「基本理念」においては、差別をなくす取組みは、障害のある人に対する理解を広げる取組みと一体のものとして行われなければならないことを明らかにすべきです。
- 更に、差別をなくす取組みは、誰もが差別をする側にも差別をされる側にもなり得ることを前提として、様々な立場の県民がお互いに理解を深め、協力し合って進めることが重要であり、有効です。このため、「基本理念」においては、
  - ・ 様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力すること
  - ・ 差別をする人と差別をされる人という対立の関係を克服し、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会を作ることが重要であることも明らかにすべきです。

## 6. 関係者の責務・役割

- この条例においては、主たる関係者として、県、市町村、障害のある人を含む県民を想定し、5の「基本理念」に則って、それぞれの役割を盛り込む必要があります。なお、条例構成の一般的なルールに則り、各関係者の具体的な事務・役割は個別の規定に譲ることとし、「関係者の役割」としては、最も基本的・一般的な内容を盛り込むこととすれば、次のとおりとなります。

### (1) 県の責務

- 県の基本的な責務は、条例の実施全般に責任を持つこと、すなわち、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に策定し、実施することです。

### (2) 県と市町村との連携

- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組みは、住民に最も身近な自治体であり、障害者の福祉サービスの大部分の実施責任を負う市町村の役割が極めて重要です。
- しかしながら、市町村は県と独立・対等の関係にある自治体であり、特に、地方分権一括法（平成12年4月施行）以後においては、県条例において「市町村の役割」を直接規定しない取扱いとなっています。
- このため、あくまで各市町村において、当事者を含む住民の思いを踏まえてそれぞれの地域の特性に応じた差別をなくす取組みが展開されることを期待します。その上で、各市町村において差別をなくすための施策が実施される場合に、県がこうした市町村と連携するとともに、情報提供、技術的な助言等を行うべきです。

### (3) 県民の役割

- 県民の役割としては、まず、障害のある人に対する理解を深めること、障害のある人に対する差別をなくすために相互に協力することが考えられます。また、県や市町村が実施する障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力することも考えられます。
- 障害のある人に対する理解を広げ差別をなくしていくためには、障害のある人も、自らの「暮らしにくさ」や思いを積極的に周囲に伝えていく努力をする必要があります。もち



ろんそのためには、周りの人が、障害を隠さざるを得ないような状況が現に存在していることを十分理解し、障害のある人が発言できる機会を増やし、環境を整える必要があり、「県民の役割」には、こうした趣旨も盛り込む必要があります。

- もちろん、様々な県民の中で、日ごろのお付き合いの程度をはじめ障害のある人との関係は濃淡さまざまです。この「県民の役割」については、県や市町村の役割と比べて拘束度の低い努力義務とすべきです。

## 7. 「なくすべき差別」等

### （「なくすべき差別」の意義）

- 「なくすべき差別」は、この条例の骨格となる部分です。障害のある人に対する差別の多くが、障害のある人に対する誤解、偏見などの理解の不足から生じていることを踏まえ、差別に当たる行為を具体的に列挙し、県民共通の理解・ルールを作っていこうとするものです。
- しかしながら、条例中に列挙する差別行為については、これらの行為が差別であることについて理解が得られたとしても、現時点で、必ずしも即時・全面的に解消することが難しいものもあります。  
このため、この条例において、列挙された差別行為に対して直接罰則を設け、取り締まるという仕組みは適当ではありません。この条例では、まずは、これらの行為が差別であり、なくすべきものであることについて県民合意をつくり、次に、その合意の実現に向けて、様々な立場の県民が知恵を出し合って取り組んでいくというプロセスを重視すべきです。
- 列挙された差別行為の中には、すぐに解消できるものもあれば、時間のかかるものもあるかも知れませんが、すべての関係者がそれを「なくすべき差別」と認識し、できることから確実に解消に向けた取組みを開始することがとても重要です。

### （「なくすべき差別」の構成）

- 差別には、障害を理由として他の人と異なる取扱いをする「不利益取扱い」と、他の人と実質的な平等を確保するための必要な配慮を欠く「合理的配慮の欠如」の2つの類型があるとされており、この条例においても、その両方を対象とすべきです。

- 「不利益取扱い」については、障害のある人の様々な生活の場面において、それぞれ代表的な差別行為を列挙することが適当です。

「寄せられた事例」を参考として、「福祉サービス」「医療」「商品及びサービスの提供」「労働者の雇用」「教育」「建物等及び公共交通機関」「不動産の取引」「情報提供等」の分野ごとに差別行為を取り上げるとともに、これら代表的な差別以外の差別も存在することを示す一般的な規定を置くことが必要です。

- 「合理的配慮の欠如」については、何が「合理的な配慮」に当たるかは、個別事例ごとに千差万別であり、分野ごとであっても全体を網羅するような一律の定義は困難です。また、「合理的配慮」という考え方自体が分かりにくいという懸念があります。

このため、端的に「合理的配慮を行わなければならない」という能動的な義務として分野を超えて抽象的な規定を置くこととし、今後の個別事例の積み重ねによって、県民に理解を広げ、その内容を肉付けしていくことが適当と考えられます。

#### （「なくすべき差別」と法律の関係）

- 地方公共団体は「法律の範囲内で条例を制定できる」（憲法第94条）「法令に違反しない限りにおいて条例を制定できる」（地方自治法第14条第1項）とされており、この条例においても法令に抵触する内容を定めることはできません。

- しかしながら、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」（徳島市公安条例事件最高裁判決）とする判例があり、近年、地方分権の進展と相まって、法律による条例制定権の制約はより限定的に解される傾向にあります。

- また、障害のある人に対する差別については、障害者基本法において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第2条第3項）と定められています。この条項は、差別の内容を明示しておらず、これを担保する具体的な措置がないという限界がありますが、既に法律レベルで「差別をしてはならない」という法規範があり、これが様々な法律と並存しているのも事実です。この条例と様々な法律との抵触関係については、こうした事実も踏まえて判断すべきです。

## （「なくすべき差別」と民事法制における「契約自由の原則」等の関係）

- 人権を守る法令（条例を含みます）は、住民相互間（私人間）の行為を直接対象とすることはできず、行政機関が住民に対して行う人権侵害のみを対象とできるという考え方があります。

この考え方によれば、私人間の民事上の法律関係（商品や不動産の取引、サービス提供など）について、この条例で「なくすべき差別」と位置付けることは、民法に抵触するのではないかという議論が考えられます。

- しかしながら、少なくとも民法においても、公序良俗規定（第90条）を媒介にして、ある特定の私人間の行為について認めない（無効とする）場合があります。この場合、この条例が民法の公序良俗に当たるかを解釈する際の1つの要素として考慮されることがあり得ますが、これは民法の考え方や効力を条例が変更したことを意味しません。

- 他方、民法には「私的自治の原則」、特に「契約自由の原則」がありますが、これらの原則にも全く制約がないわけではありません。各種労働法制や消費者契約法などの中には、現実に私人間に力の格差がある中で、これらの原則をそのまま適用すればかえって自己決定が妨げられたり、財産が侵害されたりする場合があることを考慮して、契約自由の原則を制約する様々な規定が設けられています。つまり、「私的自治の原則」「契約自由の原則」自体、一定の修正・制約が加えられていることに注意が必要です。

- また、私人間の行為により人権侵害が生じている場合には、それが私人間で行われていることを理由として行政機関が放置しておくことは許されず、むしろ人権侵害を回復するための取組みを行うべき（保護義務）という考え方もあります。（もちろん、この場合でも、私人間の行為に対し行政機関が過剰に介入することは適切ではありません。）

このような考え方からすれば、前述のように、私人間に適用される民法の中にも、人権に配慮した規定があることは当然のこととなります。

- この条例においても、県の組織による差別だけを対象とし、県民相互の間で発生する差別の問題を対象としないことは適切でないと考えます。

もちろん「条例は法律に抵触できない」という限界がありますので、この条例の規定を直接の根拠として、特定の契約が無効と判断されたり特定の契約拒否に対する損害賠償請求権が発生したりするわけではありません。それは民法の各条項の解釈の問題であり、こ

の条例とは直接の関係はありません。

しかしながら、この条例は、民法とは別の条例独自の仕組みにより、こうした私人間の差別行為の解消を図るものと言えます。

### （「なくすべき差別」と「積極的改善措置」の関係）

- 社会的・構造的な問題によって不利益を受けているグループ（障害のある人、少数民族、女性など）に対し、実質的な機会均等を確保するために、形式的な優遇措置が設けられることがあります。これを一般に「積極的改善措置」（アファーマティブ・アクション）と呼び、障害のある人の場合、入場料・運賃等の割引、障害者雇用促進法に基づく雇用義務などがあります。
- こうした措置が「逆差別」に当たるとの指摘もあり、この条例において、障害を理由として他の人と異なる取扱いをすることを「差別」と位置付けた場合、「積極的改善措置」もまた差別ではないかという議論が考えられます。
- しかしながら、様々な「積極的改善措置」は、障害のある人に対し実質的な機会均等や平等を確保するために設けられているものであり、その目的・効果において、差別をなくす取組みと矛盾しないものです。もちろん、その時代その時代の状況に照らして必要十分な措置であるかの検証は必要ですが、「あらゆる差別のない地域社会」が実現するまでの暫定的な措置として必要なものであり、この条例が「積極的改善措置」を認めない趣旨と解することは適当ではありません。

### （1）福祉サービス分野

- 「寄せられた事例」の中には、福祉サービス分野における差別として
  - ・ 入所施設に入りたくない。といった事例がありました。
- 千葉県においては、平成16年6月現在、1,415人の身体障害者、3,576人の知的障害者、12,231人の精神障害者が入所施設や病院で暮らしています。こうした方々のすべてが意に反して入所施設等で暮らしているわけではもちろんありませんが、長い間障害のある人が地域で暮らすための支援が十分でなかったため、時には孤立し、憔悴しきった家族たちが、多くの場合本人の意志を十分確認することもなく入所施設に頼らざるを得ない時代が続いてきたのも事実です。

- 堂本知事による「千葉県障害者地域生活づくり宣言」(昨年7月)においては、千葉県の「新たな地域福祉像」(①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らす)を実現するために、こうした人たちが、地域に戻れるようにするための「地域づくり」が求められていることを謳っています。

このため、福祉サービス分野における差別として、まず「障害を理由として、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること」を明示することが適当です。

- なお、「本人の意に反して入所施設における生活を強いること」を条例においてなくすべき差別として位置付けることが、児童福祉法等において、行政機関(児童相談所等)の権限として入所を決定する仕組み(措置制度)が設けられていることと抵触するのではないかという議論が考えられます。

これについては、法律に基づく措置制度は、児童相談所等に権限があることのみを定め、本人の意向に沿うかどうかについては触れておらず、本条例の規定も措置という行政権限そのものを否定する趣旨ではないことから、抵触していないと考えられます。

- また、「寄せられた事例」の中には、福祉サービス分野における差別として

- ・ 障害児の母は働かないで子の面倒を見るべきとして保育所への入所を拒否された。
- ・ 重度障害で発作があるとしてショートステイの利用を拒否された。

といった事例がありました。このため、福祉サービス分野における差別として、「障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です。

## (2) 医療分野

- 「寄せられた事例」の中には、医療分野における差別として

- ・ 精神科に通院して受診できるような状態になってから改めて受診するようにと外科手術を拒否された。
- ・ 精神科の通院について、付添い人の同行を強制された。

といった事例がありました。このため、医療における差別として、「障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です

- また、「寄せられた事例」の中には、医療分野における差別として

- ・ 家族の中で疎外され、厄介者扱いされ、社会的入院を強要されたといった事例がありました。このため、医療分野における差別として、「障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること」を明示することが適当です。この場合の「医療」には、精神障害者のいわゆる「社会的入院」も含まれます。

○ なお、精神医療の提供については、自傷他害の恐れがある場合の「措置入院」（精神保健福祉法第29条）「医療保護入院」（精神保健福祉法第33条）という、本人の意に反して（又は意を問わず）入院させることを前提とした仕組みがあり、「本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること」を条例においてなくすべき差別として位置づけることが法律に抵触する恐れがあるため、何らかの調整規定が必要です。

### (3) 商品及びサービスの提供分野

○ 「寄せられた事例」の中には、商品及びサービスの提供分野における差別として

- ・ レストランに障害者5名と引率者2名で入店しようとする「障害者の方はちょっと」といわれ入店を拒否された。
- ・ バスツアーへ申し込んだところ、障害者は付き添いがあってもだめだと言われた。

といった事例がありました。このため、商品及びサービスの提供分野における差別として、「障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です

○ なお、

- ・ この条例において「商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を条例において「なくすべき差別」と位置づけることと民法の定める「契約自由の原則」との関係については、17ページを
- ・ 多様な障害のある人のニーズに対し、事業者の事業規模や経営状況等も多様である中で、該当するすべての行為を「なくすべき差別」と位置づけることが適切と言えるかについては、25ページを参照して下さい。

### (4) 労働者の雇用分野

○ 「寄せられた事例」の中には、労働者の雇用分野における差別として

- ・ 求人で聴覚障害者というだけで断られる。

といった事例がありました。このため、労働者の雇用分野における差別として、「障害を理由として、労働者の募集又は採用にあたって、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です。

- また、「寄せられた事例」の中には、労働者の雇用分野における差別として

- ・ 大手企業で、入社面接で障害を理由に嘱託扱いにされ、10年以上就業するも未だに嘱託のみで、給料やボーナスも少ない。

といった事例がありました。このため、労働者の雇用分野における差別として、「障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進、教育訓練若しくは福利厚生などについて、不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です。

- さらに、「寄せられた事例」の中には、労働者の雇用分野における差別として

- ・ 向精神薬を飲んでいるとただで解雇された。

といった事例がありました。このため、労働者の雇用分野における差別として、「障害を理由として解雇し、又は退職を強いること」を明示することが適当です。

- なお、いわゆる「積極的改善措置」である障害者雇用促進法に定める法定雇用率制度とこの条例の関係については、18ページを参照して下さい。

## (5) 教育分野

- 「寄せられた事例」の中には、教育分野における差別として

- ・ 聴覚障害者が「手話による授業を提供できない」という理由で、受験や入学後の支援を拒否された。

といった事例がありました。

このため、教育分野における差別として、「本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育を受けられる機会を、本人又はその保護者の意に反して、与えないこと」を明示することが適当です。

この、「本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育」については、国の教育政策においても、「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援

教育」への転換を図る」との考えが打ち出されています。

- また、「寄せられた事例」の中に、教育分野における差別として
  - ・ 小学校普通学級への就学を希望したにもかかわらず、養護学校への進学を強要された。

といった事例が数多くありました。このため、教育分野における差別として、「障害を理由として、本人又は保護者が希望しない学校への入学を強いること」を明示することが適当です。

- なお、「本人又は保護者が希望しない学校への入学を強いること」を条例においてなくすべき差別として位置付けることが、学校教育法施行令第5条第1項第1号において、盲者等について小・中学校入学の通知対象から除外し、第2号において、特別の事情があると認める者（認定就学者）についてのみ小・中学校入学の通知をすることとしている認定就学制度と抵触するのではないかという議論が考えられます。

これについては、本条例の規定も学校教育法施行令の規定そのものを否定する趣旨ではありません。また、判例においては「就学先の決定権が教育委員会にあることは、子供や保護者の意向を排除し、教育委員会の判断のみで専断することを許容するものではない」という趣旨のもの（札幌高等裁判所判決（控訴審）平成6年5月24日 平成5年（行コ）第6号）があることから、抵触していないと考えられます。

- さらに、「寄せられた事例」の中に、教育分野における差別として
  - ・ 通学時の保護者の付き添い、介助を入学の条件とされた。

といった事例がありました。このため、教育分野における差別として、「障害を理由として、本人又は保護者に過重な人的負担、物的負担又は経済的負担を課すこと」を明示することが適当です。

この場合の「過重」の程度については、事例を積み重ねて関係者の共通認識を作っていく必要があります。

## (6) 建物等及び公共交通機関分野

- 「寄せられた事例」の中には、建物その他の施設分野における差別として
  - ・ コミュニティセンターにおいて、車いすでの立ち入りを禁止された。

といった事例がありました。このため、建物その他の施設分野における差別として、「障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒



否し、制限し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です。

- 「高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進する法律」(ハートビル法)においては、一定規模以上の不特定かつ多数が利用する建築物についてのみ、スロープやエレベーターの設置が義務付けられています。この条例において、ハートビル法が義務付けの対象としていない小規模の建築物についても対象とすることがハートビル法と抵触するのではないかという議論が考えられます。

これについては、ハートビル法自体が小規模の建築物についても努力義務の対象とし、また地方公共団体の条例によって義務化が可能な仕組みとしていることから、抵触していないと考えられます。

- なお、多様な障害のある人のニーズに対し、事業者の事業規模や経営状況等多様である中で、小規模な建築物も含めて該当するすべての行為を「なくすべき差別」と位置づけることが適切と言えるかについては、25ページを参照してください。

- また、「寄せられた事例」の中には、公共交通機関分野における差別として

- ・ 知的障害者がひとりでバスに乗ろうとしたら、運転手が乗るな降りろと命じた。

といった事例がありました。このため、公共交通機関分野における差別として、「障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、制限し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること」を明示することが適当です

- 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)においては、旅客施設の新設・大改良等の場合についてのみ、エレベーターの設置等が義務付けられています。この条例において、交通バリアフリー法が義務付けの対象としていない既存の旅客施設等についても対象とすることが交通バリアフリー法と抵触するのではないかという議論が考えられます。

これについては、交通バリアフリー法自体が既存の旅客施設等についても努力義務の対象としており、自治体の条例による上乗せ規制を否定する趣旨ではないと解されることから、抵触していないと考えられます。

- なお、多様な障害のある人のニーズに対し、事業者の事業規模や経営状況等多様である中で、既存の旅客施設等も含めて該当するすべての行為を「なくすべき差別」と位置づ

けることが適切と言えるかについては、25ページを参照してください。

## (7) 不動産の取引分野

- 「寄せられた事例」の中には、不動産の取引分野における差別として
  - ・ 聴覚障害者は、聞こえないので何かあったら困る。保護者がいないと心配などとして契約を拒否された。
  - ・ “ペット可”の不動産を借りて施設を運営していたとき、障害者がペットと見做されて家賃を割り増しされた。

といった事例がありました。このため、不動産の取引分野における差別として、「障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益に取り扱う差別をしてはならない。」を明示することが適当です

- なお、この条例において「不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益に取り扱う差別をしてはならない。」を条例において「なくすべき差別」と位置づけることと民法の定める「契約自由の原則」との関係については17ページを参照してください。

## (8) 情報の提供等分野

- 「寄せられた事例」の中には、情報の提供等分野における差別として
  - ・ 会社の会議で手話通訳を希望しても「企業秘密があるからだめ」と言われた。といった事例がありました。このため、情報の提供等分野における差別として、「障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益に取り扱う差別をしてはならない。」や「障害を理由として、障害のある人が情報の提供をしようとするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益に取り扱う差別をしてはならない。」を明示することが適当です。

- そもそも情報を提供するかしないか、また、どのような内容のものを提供するかは提供者の自由であり、情報の提供そのものを強要することは困難です。しかしながら、障害のみを理由として、他の人に提供する情報を障害のある人には提供しないことは、障害のある人の知る権利を不当に侵害するものとして、「なくすべき差別」と考えるべきです。

## (9) その他

- この条例の大きな役割は、障害のある人に対する差別の多くが、障害のある人に対する誤解、偏見などの理解の不足から生じていることを踏まえ、差別に当たる行為を具体的に列挙し、県民共通の理解・ルールを作っていこうとするものです。
- このため、「寄せられた事例」を参考として、「福祉サービス」「医療」「商品及びサービスの提供」「労働者の雇用」「教育」「建物等及び公共交通機関」「不動産の取引」「情報の提供等」の分野ごとに代表的な差別行為を取り上げてきました。
- しかしながら、障害のある人に対する差別行為は多種多様であり、これら代表的な事例ですべてではありません。このため、包括的・一般的な規定において、あらゆる差別事例について、「差別として申し出のあった個別事案解決のための仕組み」等に対応できるようにすることが適当です。

## (10)合理的な配慮

- 15 ページで述べたとおり、「合理的配慮の欠如」は、「不利益取扱い」とともに「差別」の重要な要素ですが、端的に「合理的配慮を行う」という能動的な義務として位置づけた上で、分野を超えて抽象的な規定を置くこととし、個別事例の積み重ねによって、内容を具体化していくことが適当と考えられます。
- この場合、合理的な配慮を行わないこともまた差別であるとの認識に立って、個別事案ごとに、その状況に応じた最も適切な配慮を行うべきことを盛り込むことが適当です。

## (11)適用除外

- この条例における「なくすべき差別」は、差別に当たる行為を具体的に例示し、県民共通の理解・ルールを作っていくことを主眼とするものであり、この担保措置として直罰を採らず、様々な立場の県民が知恵を出し合って取り組んでいくというプロセスを重視しています。
- しかしながら、個別事例によっては、ある行為が形式的に差別行為に当たるとしても、これを「条例によって規制すべき差別」と位置づけることが、社会的公正の観点から適切でない場合があるとも考えられます。

- 障害のある人のニーズは多種多様であり、必要とされる支援も様々です。一方、この条例は行政のみならず様々な立場の事業者等を対象とするものですが、事業者の事業規模や経営状況等もまた多様です。建築物の構造等に関わるものについては、同じ行為でも新築に伴って行う場合と既存物件の改修に伴って行う場合では負担が大きく異なることがあります。
- こうした多種多様な事情がある中で、形式的に各条項に該当する行為をすべて「なくすべき差別」と位置づけることは、必ずしも適切ではありません。このため、「不利益な取扱いをしないこと又は合理的な配慮が過重な負担になる場合」には各条項を適用しないことが適当です。
- なお、この「過重な負担」をどの程度の負担と考えるべきかについては、個別の事例やその時点の社会環境によっても変わるものであり、この条例において一律の基準を作ることは困難であるため、今後の個別事例の集積を待ちたいと思います。
- いずれにせよ、仮に事業者等が各条項に規定する「なくすべき差別」をただちに解消できない場合でも、単に「過重な負担」の適用除外規定を援用するのではなく、その差別を解消するための措置が具体的にどの程度の負担となるのか、代替策はないのかなど、個別事情に即して検討し、求めに応じて説明することは必要です。その意味で、適用除外に当たった場合でも、説明責任は負っていると考えるべきです。

## 8. 虐待の禁止

- 障害のある人に対する「虐待」は、12ページで書いたとおり、①暴行（身体的虐待）、②わいせつ行為、③保護の怠慢（ネグレクト）、④心理的外傷を与える言動（心理的虐待）、⑤不当な財産上の利益の取得、を指しますが、障害のある人に障害を理由として不利益を与えるものであり、広い意味での「差別」に含まれます。
- しかしながら、
  - ・ 被害者に与える身体的・心理的ダメージが大きく、時には生命を脅かしたり、犯罪に該当するような事例があること
  - ・ 家族や施設職員、教職員、雇用主など、障害のある人と関係が深く、保護責任が高い人が行う場合が多いこと

を踏まえて、その他の「差別」より手厚い特別な対応が必要です。

- 児童に対する虐待、高齢者に対する虐待については、それぞれ「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」という国の制度が設けられていますが、障害のある人に対する虐待については国の制度がありません。
- このため、広く障害のある人に対する差別をなくそうとするこの条例において、虐待についても県独自の対応を盛り込む必要があります。一方で、国も障害のある人に対する虐待について立法化の準備を進めていることや、県の条例では、虐待対策の主要な担い手である市町村の事務を創設できないという限界があることにも留意すべきです。
- このため、高齢者虐待防止法を念頭において、将来の国の「障害者虐待防止法」の内容を想定しながら、これと整合性を持った形で県独自に取り組める内容として、現時点では次の内容を盛り込むことが適当です。
  - ・ 「基本理念」において、障害のある人に対し、虐待をすることが、「障害のある人が差別を受けずに、その人らしく地域で暮らす権利」を著しく侵害するものであることの認識を明記すること
  - ・ すべての人が、障害のある人に対し虐待をしてはならないことを明記すること
  - ・ 障害者支援施設の従事者が、その施設で虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合は、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努力義務を課すこと
  - ・ 障害者支援施設の従事者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと
  - ・ 県が通報を受けた場合、知事は、障害者支援施設の業務の適正な運営を確保することにより、虐待の防止及び障害のある人の保護を図るため、障害者自立支援法の規定による権限を適切に行使すること
- なお、虐待は障害者支援施設ばかりでなく、学校や職場、家庭でも起こり得ることです。この条例における通報義務等については、高齢者虐待防止法等を参考に、知事が法律上の指導権限を有する障害者支援施設に限定しています。しかしながら虐待は「差別」の一類型であることから、学校や職場、家庭で起こったものも含めて「社会の仕組みそのものを変えるための取組み」「差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組み」な

どが当然適用されることとなります。

## 9. 社会の仕組みそのものを変えていく取組み（推進会議）

- 寄せられた事例の分析を通じて、障害のある人に対する差別をなくしていくためには、表面に現れた差別行為を直接的に禁止し抑制するのみでは十分ではなく、個別の差別行為の背後にある原因に立ち返った対応が必要な場合も多いことが明らかになりました。
- このため、この条例において、「差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組み」だけでなく、差別として申し出のあった個別事案の背景にある制度、習慣、慣行などの「社会の仕組み」そのものを変えていくために、「推進会議」を設けることが必要です。これは、この条例の最も特徴的な部分の1つです。
- 「推進会議」は、障害のある人と事業者の団体、行政（県）等が同じテーブルを囲み、障害のある人に対する差別の実態について共通認識を持ち、今後の解消方策について知恵を出し合う協議の場というイメージであり、その構成員は、次のとおりとすべきです。
  - ・ 障害のある人及びその支援者
  - ・ 各分野の事業者
  - ・ 障害者施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者
  - ・ 県（各分野の担当課等）の職員
  - ・ その他障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための取組みに関わる者
- また、このような協議の場は、ある程度分野を特定し、同じメンバーで継続的に、具体的な議題により話し合いをする方が有効と思われます。このため、分野の独立性、寄せられた事例に占めるウェイト、県庁側の事務体制等を考慮して、次の5分野に分野別会議を設置すべきです。
  - ① 福祉サービス、医療、情報の提供等及びその他の分野
  - ② 商品及びサービスの提供の分野
  - ③ 労働者の雇用の分野
  - ④ 教育の分野
  - ⑤ 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野
- 「推進会議」（分野別会議）の具体的な協議内容は次のとおりとすべきです。

- ① それぞれの分野における障害のある人に対する差別の実態についての共通の認識の醸成に関する事
- ② それぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすために、それぞれの立場に応じた提案に基づく、具体的な取組みに関する事
- ③ ②の具体的な取組みの実施状況に関する事
- ④ 「障害差別解消委員会」（以下「委員会」といいます。）との連携の下に、それぞれの分野における差別の事例の分析及び検証並びに差別の解消のための仕組みに関する事

○ この推進会議（分野別会議）では、他の構成員を一方向的に攻撃したり、その場限りの弁明に終始する姿勢では十分な機能が期待できません。各構成員は、この条例の基本理念にのっとり、相協力し、それぞれ建設的な知恵を出し合って取組みを進める姿勢が重要です。

## 10. 差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組み

### (1) 全体の仕組み

○ この条例の骨格部分は、7. で述べた「なくすべき差別」の例示です。これらの規定により、広く県民の前に「なくすべき差別」が明らかになり、誤解、偏見などの理解不足から生じている多くの差別をなくしていく契機となります。

しかしながら、条例を実効あるものとするためには、「差別とは何か」を明らかにするだけでは十分ではなく、実際に差別が行われた場合の担保措置、解決するための仕組みが必要です。

○ 罰則によって担保される法令もたくさんありますが、障害のある人に対する差別については、40ページで述べるとおり、罰則によって担保するという考え方は必ずしも適当ではありません。

また、世界的に有名な米国のADA法（障害のあるアメリカ人法）では、最終的な解決方法として、裁判所に訴えて決着をつけることが想定されていますが、条例の法的限界やわが国の司法事情を考慮すれば、こうした仕組みも現実的ではありません。

○ そこで、この条例においては、第三者的な立場の人・組織が「差別を受けたとする障害のある人」と「差別をしたとされる人」の間に立って、双方の事情を聴き、適切なアドバイスや解決に向けた提案等を行う仕組みが適当です。

- この場合、英国のDDA法（障害者差別禁止法）の「障害者権利委員会」を参考とし、県中央に合議体の独立機関を設け、中立的な立場から差別事案の解決に当たることが適当です。
- また、最初のきっかけとなる相談についてできる限り敷居を低くする必要があること、障害のある人や周辺の事情をよく承知した上で迅速に取り組む必要があることを考慮すれば、県中央の機関だけでなく、広域福祉圏域により身近な相談窓口が必要です。
- こうした重層的な仕組みを設けた上で、差別として申し出のあった個別事案が発生した場合、まず身近な相談窓口で相談し、より専門的な対応や強力な対応が必要なケースについては県中央の機関に上げるというシステムが考えられます。
- このような個別事案の解決については、差別を行った人も、障害のある人の思いやその置かれた状況を理解し、自らの行った行動の問題点を認識・納得して今後に生かすことが望ましいことから、できる限り当事者を交えた話し合い等による自主的な解決（相談、助言、あっせん等）を基本とすべきですが、悪質なケースなど自主的な解決によることができない場合には、「差別解消の勧告」「事案の公表」といった間接的ではあるがより実効性の高い手段で担保すべきです。

## (2) 担当する組織

### ① 障害差別解消委員会

- 差別として申し出のあった個別事案を解決するため、県中央に合議体の第三者的機関として「障害差別解消委員会」を設置すべきです。
- しかしながら、地方自治法上、教育委員会・公安委員会など法律で設置されたものを除いて、知事から独立して対外的に意思表示ができる機関の設置は認められていません。このため、「委員会」は、「執行機関の附属機関」（地方自治法第138条の4第3項）という位置付けにならざるを得ず、対外的な意思表示である「勧告」「公表」「調査」等は直接できないことから、これらの行為は、執行機関である知事が行うこととするほかありません。ただし、制度上運用上の工夫により、知事はこれらの行為を委員会の意思に基づいて行うこととし、「委員会」に実質的な第三者機関としての役割を持たせるようにすべきです。



- 「委員会」の構成員として、まず、障害のある人に対する差別の解決には、障害のある人の思いと実情をよく理解し、障害のある人の側に立って業務を行う人が不可欠であることから、障害のある当事者を必須とすべきです。このほか、人格高潔で、障害者に対する理解を広げ、差別をなくすため識見を有する人で構成されるべきです。
- 委員の数については、単に多数決で白黒をつければよしとするのではなく、様々な立場の人が知恵を出し合って建設的な解決策を見出す運営とするため、偶数とすることが適当です。また、相当数の案件の係属が予想されることから、全部で10名とし、全員で構成する全体会議のほか、少数の委員が独立して活動できる仕組みも検討すべきです。
- 「委員会」は、個別事案の解決のほか、その専門性と第三者性を生かし、条例の解釈指針を含む障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策への提言、表彰に関する意見、勧告の相当性及び訴訟援助の相当性の審査等の業務にも当たるのが適当です。

## ② 指定機関

- 地域における身近な相談窓口として、14の広域福祉圏域（健康福祉センターの所管区域）ごとに1か所ずつ設置されている中核地域生活支援センターに、この条例における相談、調査等の業務を行わせるのが適当です。

(注) 中核地域生活支援センターは、①地域総合コーディネート、②24時間・365日の相談、③権利擁護の3つの業務を行う県単独事業であり、平成16年10月から、全14広域福祉圏域に1か所ずつ設置されています。地域の様々な社会資源をネットワーク化しつつ、障害のある人の権利擁護にも取り組んでおり、この条例における「地域の身近な相談窓口」にふさわしい機関です。

- 民間団体を指定して、制度上の事務の一部の担当させる「指定法人制度」が地方自治法上認められるかどうか議論があります。この点については、地方自治法上、特に禁止する規定がないことから、許容されるものと考えられます。
- 千葉市（政令指定都市）、船橋市（中核市）においては、県単独事業の中核地域生活支援センター事業を実施していないことから、権利擁護機能を有する他の機関を別途指定

する必要があります。

### ③ 地域相談員等

- 現在、身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員（原則当事者）、知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員（原則家族）が、知事からの委託により障害者の相談に応ずることとされています。これら法律に基づく相談員の業務は、この条例の想定している地域の身近な相談窓口そのものですので、両相談員は、指定機関（中核地域生活支援センター等）と連携し、この条例に基づく「地域相談員」として、これまでの経験と知識を生かし、相談、関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行うべきです。
  
- このほか、例えば民生委員、人権擁護委員といった様々な職員が、地域で障害のある人の様々な相談に応じています。しかしながら、これらの職員の法令等に定められた業務は、必ずしもこの条例で想定している地域の身近な相談窓口（相談、関係者への助言・説明・調整等）そのものではありませんし、知事がその業務を委託しているものでもありません。このため、法令に基づかない聴覚障害者相談員や市町村の相談窓口、NPOの相談員なども含め、これらの職員については、任意に参加を求める応募方式によって、この条例の「地域相談員」とすべきです。
  
- この応募による「地域相談員」は、その具体的な資格要件を一律に定めることが困難であるため、委員会において個別に審査することが考えられます。

#### （参考）

- 身体障害者相談員：身体に障害のある者の相談に応じるとともに、その更生のために必要な援助を行う者。県内313人。
- 知的障害者相談員：知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに、その更生のために必要な援助を行う者。県内143人。

- また、任意に「地域相談員」とならなかった民生委員、人権擁護委員、市町村の相談窓口等も、地域において障害者の相談活動に従事しており、障害のある人に対する差別として申し出のあった個別事案に関わることも十分考えられますので、指定機関（中核地域生活支援センター等）と連携・協力を努めることを条例上明らかにしておく必要があると考えられます。

### (3) 解決の流れ

#### ① 相談

- 障害のある人に対する差別に当たるとされる個別事例が生じた場合に、まず必要となるのは、第三者への相談です。本条例においては、身近なところに相談ができる窓口が必要との考え方から、(2)②の指定機関（16圏域に1か所ずつ）や③の地域相談員（450人以上を想定）を、この相談を行う機関として位置付けています。
  
- 当事者間では直接話し合いにくい案件、解決しにくい案件についても、第三者である相談員が仲裁に入ることで、双方がテーブルにつき、誤解を解き、問題解決につながられる効果が期待できます。
  
- この場合、相談員は、差別をしたとされる人に対し、差別をしたとされる人の言い分もよく聞き、それが無理解や誤解、偏見から生じた行為であれば、丹念に誤解等を解くことから始める態度が重要です。しかしながら、「差別として申し出のあった個別事案解決の仕組み」における最も身近な第三者である相談員は、単に中立的立場ということではなく、障害のある人の思いや、その置かれた状況を深く理解し、いわば障害のある人の側に軸足を置いて問題解決に努める姿勢が求められます。（アドボカシー的要素）
  
- 相談を受けた指定機関の職員又は地域相談員は、次のような措置を取ることが必要です。
  - ア. 関係者への必要な説明・助言・調整  
当事者双方に対し、中立的な立場から、条例の趣旨や個別事案の状況について必要な説明をし、問題の所在等を明らかにします。そして、当事者双方に対し、助言を行い、問題の速やかな解決を図ります。また、関係者間のお互いの言い分をそれぞれ聴取し、利害を調整し、問題解決の道すじを明らかにします。
  - イ. 関係行政機関及び障害のある人に対する支援を行っている団体の紹介  
労働問題についての労働局・労働基準監督署、人権侵害についての地方法務局、無料法律相談を行っている弁護士団体、中核地域生活支援センターに設置されている「福祉救急隊」など、問題に応じた様々な官民の機関・団体の中から、事案の解決にふさわしい機関・団体を紹介します。
  - ウ. 法律上の支援の制度に関するあっせん  
低所得者向け法律扶助制度の手続きや窓口の紹介等、必要な支援をします。
  - エ. 関係行政機関への事実の通告

児童相談所、福祉事務所等関係行政機関に事実を通告し、適切な対応を促すとともに、必要な福祉サービスを受ける契機とします。

オ. 虐待に該当すると思料される事実の通報

虐待等の事実ありと思料した場合、警察署や地方法務局に通報し、適切な対応を促します。

カ. 知事への助言及びあっせんの申立ての支援

地域の身近な相談窓口では解決できない場合に、知事に対し、助言及びあっせんの申立てをするための手続きの説明等の支援を行います。

② 助言及びあっせんの申立て

○ ①のように、地域の身近な相談窓口で対応しても事案の解決にいたらない場合、次の手段として、専門的・第三者的機関である「委員会」の助言、あっせんを通じて解決する仕組みが考えられます。このため、知事に対し、「委員会」が助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができることとすべきです。

○ 「助言」「あっせん」については、「委員会」に直接申し立てる方法も考えられますが、委員会の附属機関としての限界から、申立てを直接、「委員会」が受けることには地方自治法上の疑義があることから、知事に対し申立てを行うこととすべきです。

○ なお、次の3つの類型については、この委員会による助言、あっせんの対象外とすることが適当です。

類 型	考 え 方
① 行政不服審査法その他の法令により審査請求等ができるもの	他の救済手段で対応可能。
② 事案発生（継続性のあるものはその終了）から3年経過したもの	過去の案件については、事実関係も明確でなく解決の実益にも乏しい。
③ 現に犯罪の捜査の対象となっているもの	捜査への影響や被害者等に危害が及ぶ恐れがある。

③ 事実の調査

○ 事案の解決に当たっては、事実関係を解明する必要があります。県当局が自ら調査するとともに、相談から助言・あっせんの申立てにいたった事案など、これまでの経緯や事情をよく知る担当の指定機関（中核地域生活支援センター等）に調査をゆだねた方が

効率的なケースもあるので、指定機関に調査を委託することができるようにすべきです。

- 知事が行う「事実の調査」については、調査への協力を拒否した場合、対象者に調査への協力を「勧告」し、それに従わない場合、さらに事実を「公表」できるものとするなど、実行性を担保すべきです。

しかしながら、民間事業者である指定機関（中核地域生活支援センター）が行う調査については、このような公権力性を持たせることはできず、相手方の任意協力に基づく調査と位置付けざるを得ません。

- 「委員会」は、附属機関という地方自治法上の制約から、知事に調査を委ねるほかありません。しかしながら「委員会」としても、より当事者等の負担も少ない方法として、「委員会」に関係者の出席を求め、意見の聴取を行う制度を導入することが考えられます。

#### ④ 助言・あっせん

- 申立てを受けた知事は、専門的・第三者的立場から事案の解決を目指すため、委員会に助言・あっせんを行わせることとすべきです。

- 「助言」は「主として当事者に対し解決に向けての示唆・忠告等のアドバイスを行うこと」、「あっせん」は「両当事者間の利害を調整し、解決の道筋を示すこと」と一応区別することができます。しかしながら、実際の場面では一体的に行使されることが多いと考えられます。

#### ⑤ 勧告等

- 助言、あっせんを行っても、事案の解決にいたらない場合で、「委員会」において、正当な理由なく助言あっせんに従わず差別をしていると認められる場合には、差別を解消するよう勧告を行うべきです。しかしながら、対外的意思表示である勧告は、地方自治法上の制約から、直接「委員会」が行うことはできないので、「委員会」から知事に対し勧告発動を求めることとすべきです。この場合、知事に対し「委員会」の求めの尊重義務を課し、事実上、「委員会」の判断が反映されるようにすることが考えられます。

- 個別事案の解決については、差別を行った人も、障害のある人の思いやその置かれた状況を理解し、自らの行った行動の問題点を認識・納得して今後に生かすことが望まし

いことから、できる限り当事者を交えた話し合い等による自主的な解決（相談、助言、あっせん等）を基本とすべきです。

もちろん、悪質なケースなど自主的な解決によることができない場合には、「勧告」や⑥の「公表」といったより実効性の高い手段で対応する必要も出てきますが、はじめから勧告・公表ありきで、これを濫発することは「味方を増やす」というこの条例の趣旨にふさわしくありません。

#### ⑥ 公表

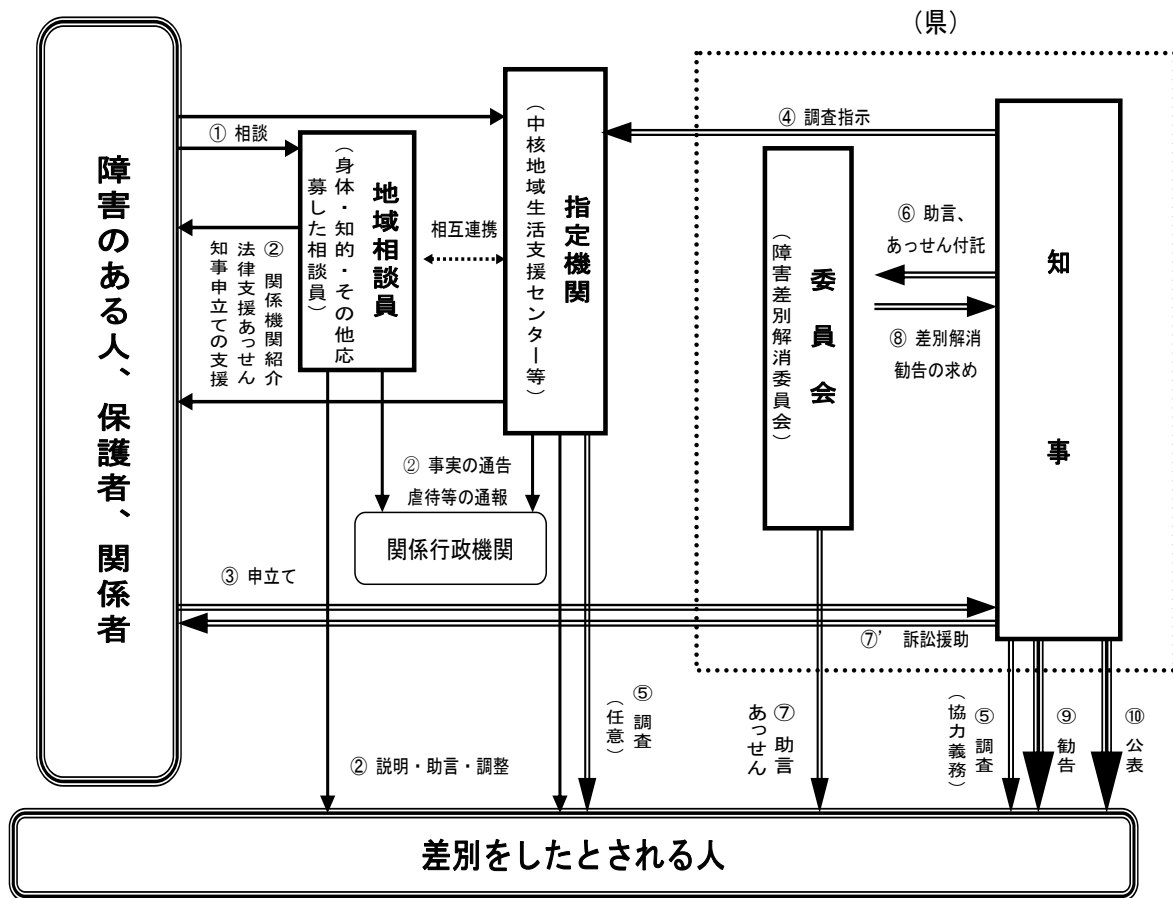
- 勧告をしてもなお事案の解決にいたらない場合は、より社会的影響も大きく、実効性の高い担保手段として、勧告に従わない旨の公表を行うべきです。
- 公表については、狭義の行政処分ではなく千葉県行政手続条例が直接適用されませんが、行政処分に準ずる公権力性の高い行為なので、手続の適法性を確保するため、事前に当事者の意見を聴取するなどの行政手続条例に準ずる事前手続をこの条例で定めるべきです。

#### ⑦ 訴訟の援助

- 以上の手続きで問題が解決しない案件や事案の性格上司法手続がなじむ案件も考えられます。
- これらの案件について、経済的な理由で訴訟の申し立てを躊躇することのないよう、訴訟費用を貸し付ける制度を創設するほか、直接・間接の訴訟に関する援助を行うべきです。
- なお、訴訟費用の貸付けその他の援助に当たっては、制度の乱用を防止するため、当該事案について検討を行った委員会において、その相当性を審議する仕組みとすべきです。

具体的には、次の図のような救済の仕組みが考えられます。

## 個別事案の解決の流れ（イメージ）



### 11. 頑張っている人を応援する仕組み

- 障害のある人に対する差別をなくしていくためには、障害のある人に対する理解を広げていくことが何より重要であり、差別が起きた後の解決のための仕組みだけでなく、障害のある人に対する理解を広げるための広報・啓発・調査研究や、障害のある人への配慮等に積極的に取り組んでいる個人、団体、企業などを応援する仕組みも必要です。
- 障害のある人に対する差別をなくし、理解を広げるための調査研究については、条例の見直しの前提となる、その時点の差別の状況や条例の達成度に関する調査研究も含めて県において中核地域生活支援センター等の協力を得ながら取り組むべきです。
- また、積極的に取り組んでいる個人等を応援する仕組みとして、特に優れた人を対象とする「表彰」と、障害のある人への配慮等に積極的に取り組んでいる企業等の「情報提供」を行うべきです。

## (1) 表彰

- 表彰の対象者は「県民の模範となる行為をしたと認められる個人や団体」とすべきです。
- 本来、この表彰は、指定機関や地域相談員とネットワークを持ち、障害のある人を含む民間委員で構成される「委員会」で判断し、執り行うことが適切と考えられます。しかしながら、「表彰」は、対外的意思表示であるため、附属機関である委員会で行うことは地方自治法上認められていません。
- このため、「表彰」の実施主体は知事とせざるを得ませんが、①表彰に当たって委員会の意見を聴くこととすること、②地域相談員及び指定機関が候補を推薦できることとして、行政との距離に関わらず、行政に批判的な人も含めて、県民の模範となる人が対象となるようにすべきです。

## (2) 情報の提供

- 「障害のある人への配慮に積極的に取り組んでいる企業等」としては、例えば、「点字メニューを用意しているレストラン一覧」「身障者用トイレ設置駅一覧」「手話のできる人がいるコンビニ一覧」などが考えられ、これらを県庁ホームページへの掲載や、ミニパンフレットの作成によって情報提供することが考えられます。
- このような情報を提供することによって、障害のある人のサービス利用に資するとともに、障害のある人に理解のある企業等の社会的評価を高め、その業績の向上に貢献する効果も期待できます。

## 12. 条例の運用上の配慮等

- 一般に独立行政委員会と言われる教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会については、政治的独立性が求められる業務を担当するため、法律上、知事からの独立性が保障されています。
- この条例に基づいて知事が行う調査、勧告、公表等の運用に当たっては、これらの法律の趣旨を踏まえ、各委員会の独立性を損なわないような特段の配慮が必要となります。



- また、地方分権の趣旨を踏まえれば、市町村がその固有の立場で行う事務、例えば、政策の企画立案や許認可等の公権力の行使に当たる事務についても同様の配慮が必要となります。
- このため、この条例において、条例の運用に当たってこれら行政委員会の独立性及び市町村の自主性・自立性を十分配慮する旨の規定を設ける必要があります。
- なお、この規定は、独立行政委員会や市町村の活動が一切条例の対象外になるというように解すべきではありません。これらの組織の活動の中には、例えば職員の雇用、建物の管理など、「知事からの独立性を保障された固有の立場」に基づかない活動もありますし、「固有の立場」に基づく活動であっても、これら組織の独立性・自主性を損なわない範囲で、例えば、「委員会」が助言・あっせんを行うといったことは考えられます。
- さらに、犯罪の予防、鎮圧又は捜査など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす場合には、この条例の事実の調査や委員会での意見聴取を拒否できる、あるいは勧告を行わないといった措置が必要です。

### 13. 見直し

- 障害のある人に対する差別の状況や、その差別をなくすための必要となる負担は、その時々の障害のある人に対する県民の意識や社会のあり方によって不断に変化していくものです。
- 特に、この条例は、社会の仕組みそのものを変えていく取組み（推進会議）を設けており、条例自体が県民の意識や社会のあり方に変化を促していく面があります。
- この条例は、あくまで現時点における差別の状況や県民意識等を十分踏まえた内容とせざるを得ません。しかしながら、このような点に着目すれば、条例の施行後も、委員会における個別事例の蓄積や推進会議における具体的な取組の成果を踏まえて、必要に応じて条例の内容を見直していくことが必要であり、その旨を条例中に盛り込むべきです。

## 14. 罰則

### (1) 差別行為に対する罰則

- 条例において「差別」とされた行為に対して罰則を設けるべきか否かは、この条例の検討に当たって最も大きな論点の1つでした。
- タバコのポイ捨て禁止条例のように、条例で罰則を設けている例もあるので、障害者差別についても、倫理面の啓発に止まらず、悪質なものは罰則で取り締まるべきではないかとの考え方も根強くあります。
- しかしながら、障害者差別の場合は、何が差別であるかが明確でなく、処罰の必要性についての共通理解が形成されていません。罰則にこだわるとかえって解決できる範囲が狭まることも考えられます。また、罰を恐れて過度に萎縮したり、障害者との接触を避けたり、反感を強めたりといった副作用も考えられます。
- このため、この条例においては、差別行為に対する直接の罰則を設けず、悪質なケースについては、「委員会」の進言に基づいて、知事が差別解消の勧告や公表を行うことでその防止・解消を図ることとしました。
- なお、虐待など著しく人権侵害的な差別行為については、その多くは、障害のある人にもない人にも適用される刑事罰に当たるものと思われます。  
しかしながら、これまで障害のある人の場合、コミュニケーション能力の制約等から、人権侵害を受けたことをうまく表現できなかつたり、司法の場で証拠能力を認められなかつたりするケースがしばしばあったと思われます。
- この条例で設けられる通報制度、差別として申し出のあった個別事案を解決するための仕組み（相談～訴訟援助）等を活用すれば、これまで陰に隠れていた犯罪行為を明るみに出し、刑事罰につなげていくことが期待できます。このため、この条例において直接罰則が盛り込まれていなくても、やはりこの条例は著しく人権侵害的な差別行為の防止・解消に資するものと言えます。

### (2) 守秘義務に対する罰則

- 「委員会」の委員、指定機関の職員、地域相談員については、いずれも個人のプライバ

シーに関わることから守秘義務を課しています。

- しかしながら、指定機関の職員、地域相談員については、同じく個人のプライバシーに関わる民生委員、人権擁護委員等とのバランスから、守秘義務違反に対して罰則を課することは適当ではありません。
- これに対して、「委員会」の委員については、同じく地方自治法上の附属機関であり、開示決定等に係る不服申立てについて知事に答申を行う情報公開審査会の委員の守秘義務に罰則が設けられていることを踏まえ、これと同じ内容の罰則を課することが適当です。

## IV 「条例」以外の取組み

- 本条例ができることは、千葉県における障害のある人に対する差別をなくしていく上で大きな前進になりますが、条例は万能ではありません。

現に、寄せられた事例の中には、一般ルールである条例になじみにくいものもありますし、条例自体が、不断の県民意識・県民文化の向上によって支えられる面があります。

- このため、条例を制定し円滑な実施を図ることと併せて、条例以外の「障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組み」が重要となります。

この場合、ともすれば、重い話題と思われがちな差別の問題を「勉強しよう、研修しよう」というとますます重くなってしまいます。軽く、楽しみながら勉強できるような手法があれば、多くの人に参加できます。

- また、「罰する」「取り締まる」という発想だけではなく、一所懸命、十分な配慮・取組みをしている人をみんなで応援していく仕組みづくりをすべきです。そのためにも、障害者の問題に積極的に取り組んでいる企業の事例や、身の回りにある小さな理解を広げるエピソードなどを集めるのが良いのではないかと考えられます。(52ページ「ちょっといい話」参照)

- この研究会においては次のようなアイデアが出されました。今後実現に向けて、更に官民協働での取組みが求められます。

### ① 学校教材（副読本）づくり

#### ア. 意義

- ・ 「障害のある人もない人もともに地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化を創造する上で、幼少期の感受性の豊かな時期の教育が極めて重要になります。
- ・ このため、学校教育の「総合的な学習の時間」等を活用し、障害のある人に対する理解を広げるための授業を展開できるよう、学校教材（副読本）づくりが有効です。

(注)「総合的な学習の時間」について

- ・ これまでとかく画一的といわれる学校の授業を変えて、①地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間、②国際理解、

情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間、として設けられるものです。

この時間では、子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすることを目指しています。

#### イ. 主たる対象

- ・ 小学生、中学生、高校生

#### ウ. 内容

・ 障害のある人に対する差別をなくすための副読本であり、全障害共通の内容とするのが望ましい。

この場合、「障害とは何か？」をどう語るかが重要

- ・ 対象別に異なる内容とする。(中学生、高校生向けには、障害者運動の歴史を加える)
- ・ 「なぜ障害者差別が生じるか」「どうしたら変えられるか」など、差別の問題を問いかけ、児童・生徒が自分の問題として考えることができる内容とする。
- ・ なお、児童・生徒向けのほか、教師用マニュアルを別途作成する必要がある。

#### エ. 進め方

- ・ 障害別の当事者、県報道監、教師、県社会福祉協議会等で構成する編集委員会を設置する。
- ・ 編集委員会で内容を検討し、対象者の年齢に応じた言い回しや漢字表記など具体的な記述については教育委員会に委ねることも考えられる。
- ・ また、副読本等を用いての学校での様々な取組みを発表する場や、高校生や中学生が議論する場を設けることも効果的である。

### ② 童話・漫画づくり

#### ア. 意義

- ・ 「障害のある人もない人もともに地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化を創造する上で、幼少期の感受性の豊かな時期の経験が極めて重要になります。
- ・ 障害をもつ人を身近に感じ、日常生活を振り返ってみる機会を提供していくことが重要です。低年齢の子どもたちに感じ・考える場を提供する方法として、「童話」や「漫画」という親しみやすい材料を用いることが有効です。

#### イ. 主たる対象

- ・ 幼児、小学生

#### ウ. 内容

- ・ 障害をもつ人の実情（差別体験を含む）を知って欲しいという話、障害をもつ人とな  
い人の交流から生まれた嬉しい話、こうなったらいいなあという希望の話など、障害を  
もつ人を身近に感じられる内容とする。

#### エ. 進め方

- ・ ①小学生以下の部 ②中学生の部 ③高校生の部 ④大人の部に分けて、県民から「童  
話」及び「漫画」を公募する。
- ・ この研究会の委員、童話と漫画の専門家各1～2名による選考を行い、優秀作品につ  
いては、授賞式を行い表彰するとともに、福祉教育における教材として用いる。

### ③ 相談マニュアルづくり

#### ア. 意義

- ・ この条例は、全国で前例のない内容であることから、その意義・趣旨の周知が大変重  
要になります。また、各条項の抽象度が高く、地域の身近な相談窓口が、条例の趣旨を  
よく理解した上で、個別案件ごとに適切な対応をとることが極めて重要です。
- ・ また、条例の施行後様々な事例を積み重ねて、条例の運用を定式化し、使いやすいも  
のにしていく必要があります。
- ・ このため、既存の相談員制度における様々な相談マニュアルの成果を生かしつつ、「条  
例」の趣旨・内容、個別事例等を具体的に盛り込んだマニュアルづくりが必要です。

#### イ. 主たる対象

- ・ 障害者相談員、ピア・カウンセラー、中核地域生活支援センターのスタッフ等支援者

#### ウ. 内容

障害者差別にあたると思われる事例についての相談を受ける際に必要と考えられる内  
容をまとめたものを作成する。

- ・ 相談対応者としての知識（医学的な基礎知識、福祉制度についての知識をふくむ）
- ・ 対人的なサービスの一つとして相談を受ける者としての基本的な心構え（相談を受

ける際の身なりや言葉遣いを含む)

- ・ 寄せられた事例など実際の相談事例の紹介
- ・ 事例に基づく実際の対応方法の紹介
- ・ 事例の紹介と同時に「他にもこういう方法もある」「このとき担当者はこういうことを考えて対応していた」といったコメントや助言など。成功例に限らず「この場合はこうした方が良かった」といった不成功例や間違った対応の具体例も参考になる。  
(事例の紹介については、逐次コメントが添えられた台本形式(通信添削のようなもの)と、ひととおり事例を紹介してからコメントを書く道徳の教科書方式などが考えられる)。
- ・ 障害別のコミュニケーションにおける留意点(どのような人にはどのような合理的配慮が必要か、ハード面だけでなく、いわゆるコミュニケーションのスロープを具体的に提示する、簡単な手話などイラストを入れる)
- ・ 相談機関一覧(連絡先など)
- ・ 個人情報についての相談員の守秘義務、個人情報の管理の主体。

## エ. 進め方

- ・ 既存の各種マニュアルや「障害者差別に当たると思われる事例」、条例施行後の個別事案等の情報を収集し、この研究会委員により、マニュアルづくりを進めます。

## ④ CM(公共放送)の活用

### ア. 意義

- ・ 障害のある人に対する差別の問題についてできる限り多くの県民に関心を持ってもらい、「県民運動」として差別をなくす取組みを進めていくためには、地域における日常の努力とともに、広く県民にアピールできる媒体であるCM(公共放送)の活用が有効です。

### イ. 主たる対象

- ・ 小学生、中学生、高校生

### ウ. 内容

次のような内容のCMを、テーマや作品ごとに数回シリーズで制作する。

- ・ 学校教材副読本や童話・漫画との内容的連動を図る内容とする。とりわけ、童話・漫画を動画化した内容

- ・ 「ちょっといい話し！」を童話化してビジュアルにした内容
- ・ 「この世界が、障害のある人と障害のない人の割合が逆転していたらどうだろう…？物語」という例え話的内容

#### エ. 進め方

- ・ 内容については、この研究会の監修のもと、県報道監と連携して作成し、「千葉テレビ」や「BAY FM」の県・県教育委員会放送枠やケーブルテレビを通じて放送する。

### ⑤ ホームページづくり

#### ア. 意義

- ・ 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくしていくためには、県民に対して、さまざまな媒体を通じての情報提供と啓発広報が必要です。
- ・ とりわけ、即時性をもち、広範囲にわたって総合的な情報提供や県民との双方向の情報交換の窓口としてホームページの活用が有効です。

#### イ. 主たる対象

- ・ インターネットを利用できる環境を有するすべての人々。

#### ウ. 内容

- ・ 条例の紹介と定義や語句の詳細かつ平易な説明（独立行政法人福祉医療機構の「こどもワムネット」のイメージ）
- ・ 条例以外の取り組みの紹介と説明
- ・ 障害者差別にあたると思われる事例の紹介
- ・ 相談・救済機関の機能と窓口の紹介、相談方法の紹介
- ・ その他関係機関の紹介
- ・ 事例の募集ページ、アンケートの実施など
- ・ 自由な討論の場（掲示板）
- ・ PC版と携帯版を用意する など

#### エ. 進め方

- ・ ホームページに盛り込むべき情報、デザイン案をまとめて原稿を作成する。
- ・ 業者、授産施設等に発注し、ホームページを作成する。なお、原案を提示してホームページそのものを公募する方法も考えられる。



- ・ 県内各関係機関・施設にリンクを依頼する。

## ⑥ 調査

### ア. 意義

- ・ ひろく県民を巻き込んだ意識の改革を進めるためには、障害のある人に対する差別の原因や背景の分析や現状調査に基づいた対策を提案する必要があります。この研究会に先立って行われた「障害者差別に当たると思われる事例」は、あくまで差別を受けたと感じた人の側から見た差別行為でしたが、差別をしたとされる側の視点も踏まえて立体的な分析も必要です。
- ・ この条例には、障害のある人に対する差別の状況等を踏まえた「見直し規定」を設けるべきです。時代とともに変化する社会のあり方・人々の意識に関する科学的な分析は、この条例を不断に進化させていくためにも必要です。

### イ. 主たる対象

- ・ 県民一般
- ・ 当事者（障害のある人およびその家族）
- ・ 支援者

### ウ. 内容

- ・ 障害者差別の構造を明らかにするための調査  
障害者差別や偏見について、差別をする人や偏見を持つ人のこころの有り様を分析し、差別や偏見の構造を心理的、社会的に明らかにする。たとえば寄せられた障害者差別と思われる事例を複数提示して「差別と思うか否か」「自分で経験したことがあるか」「誰かに同じことをされたらどう思うか」などを判断してもらう。この結果を分析することで、調査対象者となる県民の障害者差別に関する価値基準（差別のものさし）を明らかにする。
- ・ 障害者差別についての意見聴取のための調査  
この調査はさらに、①さらなる事例の掘り起こし、②障害者差別をなくすためのアイデアや、③救済策についてのアイデア募集、④救済の結果についての意見（利用者評価）などに分けられる。県民から広く意見を募集し、集まった意見を分析することで、当事者のニーズを明らかにしニーズに沿った支援を提案する。
- ・ 救済機関等が受け付けた相談事例を集約し、どのような分野のどのような事例が多いのか分析することで、障害者差別が起こりやすい社会的場面や状況などを明らかにし、

結果を他の取り組みに反映させる。

#### エ. 進め方

- ・ 無差別抽出した県民を対象に、郵送またはインターネット等でのアンケート調査を行う。
- ・ また、調査への回答を呼びかけるため、県のホームページへの掲載、県内各メディアでの宣伝紹介を行う。
- ・ 県内の各大学との官学共同研究とし、データ解析に必要な機器やデータ入力に必要な人材の提供を受ける。

## V おわりに

### (1) 幅広い県民運動の展開

- この条例は、千葉県で、障害のある人が、ありのままに・その人らしく、地域で暮らせる地域社会を育てていく上で大きな力となるものであり、全国に先駆けて、県民参加の下でこのような条例づくりを行ったこと自体、画期的なことです。
- しかしながら、条例ができただけで社会が変わり、障害のある人に対する差別がなくなるほど簡単なものではありません。確かに、条例は社会を変えていくための大きな道具にもなりますが、一方で、その時代の県民意識や社会のあり方に拘束されざるを得ないものでもあります。
- このため、条例の施行後、条例以外の取組みと併せて、幅広い県民運動を展開することで、1つずつ障害のある人に対する差別をなくしていく姿勢こそが重要です。条例が県民運動を育てると同時に、県民運動が条例を育てるとも言えます。そういう意味で条例の制定は「ゴール」ではなくむしろ「スタート」だと言えます。
- 中間報告においても、「究極の到達点は「障害のある人もない人も当たり前にいる」という県民文化の創造であり、条例制定という結果もさることながら、条例制定に向けて多くの県民がこの議論に参加するという「プロセス」こそが重要である」と提言されており、現にこれまで県内30か所以上で行われたミニタウンミーティング等により幅広い議論を展開してきました。条例の施行後も、こうした議論を続けていくことが重要です。

### (2) 「あらゆる差別のない地域社会」に向けて

- この条例は「障害のある人に対する差別」を対象とするものですが、これまで最も理不尽な辛い思いをしてきた障害のある人に対する差別を県民全体で議論し、理解を広げることによって、地域社会には他にもさまざまな差別があること、私達誰もが差別をする側にもされる側にもなり得ることに気付くことができます。
- このようにして、県民誰もが差別をなくしていくことを「自分自身の問題」と思うようになり、「あらゆる差別のない地域社会」を実現することが、この取組みのもう1つの大きな意義と言えます。

### (3) 「地域住民主体の高福祉社会」に向けて

- 近年、わが国では、地方分権一括法の施行（平成 12 年 4 月）など、順次地方分権が進められていますが、地方分権が自己目的化し、「何のための分権か」という議論が十分でないとの指摘があります。
- これに対し、欧州諸国の地方分権は、地域における福祉サービスの充実のために、中央集権的政府の限界を克服して分権型に国家構造を変えることが目的であり、住民にとって「福祉国家をより使いやすくするための改革」であったとされています。このため、単に国から地方自治体への権限委譲と同時に、地方自治体の意思決定過程への住民参加が積極的に進められました。
- 千葉県の官民協働による政策づくり（健康福祉千葉方式）は、住民一人ひとりが地域社会の将来像を描き自ら行動するとともに、こうした住民の考え・思いを直接行政に反映させるものであり、全国に先駆けて、真の地方分権、いわば「地域住民・利用者主体の欧州型分権社会」を目指す動きとも言えます。
- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組みは、このような動きを最も象徴するものであり、「障害のあるなしにかかわらずすべての人が暮らしやすい地域社会とするために社会や行政はどうあるべきか」を問うきっかけともなるものです。
- この報告書においては、「福祉サービスの充実」と「差別をなくす取組み」は独立した 2本の柱と位置付けていますが、障害分野を超えた「差別をなくす取組み」を通じて、様々な地域住民がお互いの「暮らしにくさ」「生きにくさ」を理解し、どんな福祉サービスが地域に必要なのか、そのための負担はどうしたらよいかを地域住民主体で議論する社会、いわば「地域住民主体の高福祉社会」を築くきっかけとなります。
- このような千葉県の取組みを全国に発信し、また、全国各地の取組みを千葉県が学び、各地域が共振・共鳴することにより、日本社会全体が「障害のあるなしにかかわらず誰もが暮らしやすい社会」と変わることを期待します。

## 研究会との意見交換に参加いただいた団体等一覧

### 1 第9回研究会（平成17年6月23日開催）

社団法人 千葉県経営者協会  
精神障害者生活訓練施設 こころの風 元気村  
特定非営利活動法人 千葉県中途失聴者・難聴者協会  
独立行政法人 日本貿易振興機構 アジア経済研究所  
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課  
千葉県商工労働部雇用労働課  
千葉県県土整備部建築指導課

### 2 第10回研究会（平成17年7月11日開催）

社団法人 千葉県歯科医師会  
千葉県飲食業生活衛生同業組合  
千葉県小学校校長会  
千葉県中小企業家同友会  
千葉県PTA連絡協議会  
千葉県弁護士会  
日本労働組合総連合会千葉県連合会  
視覚障害当事者

### 3 第18回研究会（平成17年11月24日開催）

社団法人 全国脊髄損傷者連合会千葉県支部  
千葉県精神科病院事務長会  
千葉県精神障害者共同作業所連絡協議会  
千葉県精神保健福祉士協会  
千葉県中小企業家同友会  
千葉県弁護士会  
千葉県盲聾養護学校PTA連合会  
千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会  
特定非営利活動法人 千葉県中途失調者・難聴者協会  
特定非営利活動法人 もくようの家  
共に育つ教育を進める千葉県連絡会

## “ちょっといい話”

いつも近所の家の前で「う～」と声を上げる自閉症の男性がいて、近所中から「うるさい」「気持悪い」と煙たがられていたそうです。ところが、ある家だけはそういう苦情を言わない。そこで、その自閉症の男性はその家の前にばかりいるようになりました。その家の旦那さんは「声が聞こえると、今日もあの子は元気だなって分かるのでほっとする」と、この家だけは自閉症の男性を温かい目で見っていたというのです。

ある時、近所一帯が空き巣被害にあった。ところが、その家だけは被害にあわなかった。「きっと、あの自閉症の男性の声が、空き巣を寄せ付けなかったのだ」と旦那さんは言っていました。これは実話です。その旦那さんは養護学校の先生なのです。

(K. N.)

養護学校に通っていたやんちゃな男の子の話です。バスの中で同級生とトラブルになり、窓ガラスを叩いたり、停車用の呼び鈴を鳴らしたりして乗客の迷惑になった。運転手さんが「いい加減にきなさい」と叱ったら、唾をかけて逃げていった。怒った運転手さんが養護学校に電話をかけて「もうあの子はバスには乗せないでくれ」。

相談を受けた地域療育等支援事業のコーディネーター（現中核地域生活支援センターのコーディネーター）が間に入り、親と養護学校の先生と一緒にバス会社を訪ねていき、知的障害や自閉症の特性などについて説明したそうです。すると、バス会社は運転手さんたちにそのことを伝えてくれた。その男の子はまたバスを利用できるようになったのですが、その子が乗ってくるとほかの乗客が怖がって緊張が走る。そこで、気を利かせた運転手さんが「〇〇君、おはよう！ きょうも元気だねえ」と乗客たちに聞こえる声で話しかけるようにしたというのです。何らかの支援が必要な子なのだということが伝わるので、バスの中の雰囲気は穏やかになり、男の子も落ち着いてきたそうです。

(K. N.)

会社の私が所属している部にひねくれものがいて、後輩には厳しい...というか、いじめみたいなことをするし、上司を上司とも思わない乱暴もの。しかし、身長180センチ以上、筋骨隆々、悪役レスラーみたいな風貌で、みんな怖がって近づかない。

ある日、地下の食堂街で彼が視覚障害者の女性の手を引き、やさしい言葉をかけながら店に案内しているところを、私は見てしまったのです。彼は店の人に女性を託すと、また、やさしい言葉をかけて立ち去ろうとしました。そのとき、私と視線が合いました。彼はまずいところを見られたような顔になり、大きな体を揺らして慌てて走り去りました。

(K. N.)

息子が高校1年生の3学期、テストの点数がとれなくて赤点のオンパレード。このままでは進級できません。でもほとんど欠席せずに授業に参加しています。私は、先生方が息子の努力をどう評価したらいいか、とまどっているのだらうと考えました。それで赤点を付けている先生方1人1人とお話をしたいと願い出ました。紆余曲折がありましたが、願いは叶えられました

1人の先生がこう言いました。「僕は、はじめ彼に触られるのもいやでした。でもそれが偏見だとわかりました。これからは、もっともっと彼とつきあっていきたい。その中で進級のことも考えたいです」

息子はよく、ぼんぼんと先生の肩などに触りますが、その先生はいやだったんですね。それが偏見と気づいてくれたこと、その気持ちを話してくれたことが、本当に嬉しかったです。先生は、初めてのお子さんが生まれたばかりの時に、「お母さんは、彼が生まれたときどんな気持ちだったろうと考えました」とも言っていました。

毎日息子とつきあうことが、先生の意識を変えていったんだと思います。人はいい方向に変わることができるんですね。

(H. Y.)

Y君は発語もなく、全介助が必要な子です。6年生の3学期に一ヶ月ほどの入院をしていた時、「すべてに反応しなくなった」とママは暗い顔をしていました。ところがある日、満面の笑みを浮かべて、「Yが、カセットテープから流れるクラスメート全員の励ましの声を聞くなり、一生懸命スピーカーに手を伸ばし、顔をそっちに向けたのよ」と。Y君は元気な時でも自分を思う通りに動かせないのに、すごいです。友達が、学校が一番の薬だったんですね。

今は、一緒に過ごした友達に囲まれて中学1年です。

(Y. S.)

S君の中学3年修学旅行をひかえ、学校とお母さんの話し合いに同席した時のことです。「S君は毎週発売されるハンバーガー店のオマケを集めることに強いこだわりがあり、開店と同時に買っても集合時間に遅れてしまう。どうしたものか」と聞いていました。「それがその後の旅行を混乱なくやり遂げることに繋がる」と、担任も介助の先生も当然のことのように受け止め、校長先生も「介助の先生がS君を連れて後から東京駅に合流すればいい」と。

その後も、日程表を見ながら細々とした打ち合わせが続きましたが、お母さんが安心して送り出せる話し合いでした。横で聞いていて無性に嬉しくなりました。

今回の修学旅行には、介助の先生がつく子がS君の他に2人参加したそうです。先生方は夜もろくに眠れなかったと思います。おかげで、S君は皆と一緒に、中学生生活最大のイベントを楽しみ思い出として終えることが出来ました。

今はずいぶん落ち着きましたが、一時期、S君は非常に不安定な状況に陥っていました。そのとき療育専門家のアドバイスを受けながら、S君に関わる皆でつくった“S君対応虎の巻”を、学年だけでなく、先生全員が共有できるように職員会議で取り上げたそうです。打ち合わせのときも、校長先生の手にはその虎の巻がありました。

普通学級では悲惨なことだけでなく、いい話が沢山あるんですよ。だからこそ障害があっても皆と一緒にいることが当たり前になって欲しいと思っています。

(Y. S.)



地域の支援マップを作っているときの話です。ある歯医者さんが「障害のある人に理解がある」として利用者さんから推薦されました。さっそく手紙を出してどのようなことをされているのかおうかがいしました。

院長先生からは、「以前から「来る者は拒まず」の姿勢でやっているだけであり、特に障害のある方を意識して診療しているわけではない」とお返事をいただきました。

支援マップへの掲載については、「スタッフで話し合ったところ、当初は障害のある人の医療機関として紹介されることに反対する意見も出たが、これまでどおり「来る者は拒まず」でやっていこうとまとめました」とのことでした。

障害のある人もない人もかわらずに利用できる医療機関が増えることが大切ですね。

(T. H.)

## 「障害者差別をなくすための研究会」検討経過

	開催期日	検 討 項 目
第1回	1月26日(水)	・今後の進め方について
第2回	2月28日(月)	・差別をなくすための取組みの意義及び「差別」の定義についての基本的考え方の整理
第3回	3月24日(木)	・障害者差別に当たると思われる事例の分析の進め方について ・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策(教育・労働分野)
第4回	4月11日(月)	・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策(教育)(労働)
第5回	4月28日(木)	・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策(医療・福祉)(サービス提供、不動産の取得・利用)(建築物・アクセス、知る権利・情報、呼称、参政権、司法手続、所得保障)
第6回	5月 9日(月)	・募集した「差別に当たると思われる事例」の分析及び対応方策(その他)
第7回	5月26日(木)	・条例の法的性格と法律との関係等の検討・整理 ・諸外国の立法例や関係団体等による条文案の紹介
第8回	6月13日(月)	・これまでの議論の整理
第9回	6月23日(木)	・各界との意見交換
第10回	7月11日(月)	・各界との意見交換
第11回	7月28日(木)	・中間報告の取りまとめ
第12回	8月 8日(月)	・中間報告の取りまとめ
第13回	9月12日(月)	・各地のミニタウンミーティングの報告 ・法制上の論点の整理 ・差別禁止に関する諸外国や関係団体の条文例 ・他分野の条例(男女共同参画、三番瀬など)の例
第14回	9月22日(木)	・条例の全体構造のイメージ
第15回	10月13日(木)	・条例の各条項のイメージ(1)
第16回	10月27日(木)	・条例の各条項のイメージ(2)
第17回	11月14日(月)	・条例の各条項のイメージ(全体) ・条例以外の取組み
第18回	11月24日(木)	市町村・関係団体ヒアリング
第19回	12月12日(月)	最終報告の取りまとめ
第20回	12月22日(木)	最終報告の取りまとめ

## 障害者差別をなくすためのタウンミーティング等の開催状況

### ○ タウンミーティング

開催日	開催地域	会場	参加人数
平成17年2月20日	市川	和洋女子大学	約 500 人

### ○ ミニタウンミーティング

開催日	開催地域等	会場	参加人数
平成17年4月13日	聴覚障害者 (千葉地区)	千葉市民会館	約 180 人
平成17年7月7日	市川地区	市川駅南公民館	13 人
平成17年7月23日	市川地区	市川市医師会館	約 60 人
平成17年7月29日	聴覚障害者 (千葉地区)	千葉市民会館	約 200 人
平成17年7月30日	精神障害者 (千葉地区)	淑徳大学	215 人
平成17年7月31日	柏地区	柏市中央公民館	約 40 人
平成17年9月6日	佐倉地区	ほっとねっと	16 人
平成17年9月9日	失声者等	青少年女性会館	約 100 人
平成17年9月10日	市原地区	市原市勤労会館	約 350 人
平成17年9月11日	海匝地区	旭中央病院	約 200 人
平成17年9月17日	我孫子地区	我孫子養護学校	約 70 人
平成17年9月18日	千葉(中央区)地区	千葉市民活動センター	約 20 人
平成17年9月23日	松戸地区	松戸つくし養護学校	約 60 人
平成17年9月24日	山武地区	大里綜合管理ホール	約 40 人
平成17年9月28日	千葉(中央区)地区	千葉市民活動センター	約 20 人
平成17年10月12日	千葉(緑区)	あすみが丘プラザ	約 20 人
平成17年10月13日	市川地区	市川市行徳公民館	約 30 人
平成17年10月26日	山武地区	大里綜合管理ホール	約 30 人
平成17年10月29日	流山地区	南流山センター	約 30 人

開催日	開催地域等	会場	参加人数
平成17年10月29日	浦安地区	浦安市文化会館	600人
平成17年11月6日	安房地区	長狭高校	225人
平成17年11月6日	野田地区	野田南部公民館	約80人
平成17年11月9日	香取地区	佐原市中央公民館	約200人
平成17年11月18日	習志野地区	習志野市消防会館	約50人
平成17年11月19日	流山地区	流山市民会館	約120人
平成17年11月19日	船橋地区	船橋中央公民館	30人
平成17年12月3日	千葉(中央区)地区	蘇我勤労市民プラザ	18人
平成17年12月3日	千葉(緑区)地区	千葉リハビリテーション センター	179人
平成17年12月10日	君津地区	木更津中央公民館	374人
平成17年12月10日	浦安地区	浦安中央公民館	123人
平成17年12月13日	山武地区	大里綜合管理ホール	18人

「障害者差別をなくすための研究会」委員名簿

(50音順)

氏名	所 属 等
赤堀 あぐり	浦安市堀江公民館障がい者青年学級
荒 徹	荒金物株式会社
安藤 五郎	ボランティア
内山 澄子	(福)のうえい舎
浦辺 孝雄	株式会社鴨川グランドホテル千葉営業所
加藤 滋幹	近畿日本ツーリスト株式会社千葉支社
金子 恵一	千葉県運営適正化委員会
小林 博	茨城キリスト教大学
近藤 昭子	市川市南八幡メンタルサポートセンター
○ 佐藤 彰一	法政大学法科大学院
塩野谷 富彦	鹿島建設株式会社
清水 敬	東洋大学
○ 白川 洋子	中核地域生活支援センター がじゅまる
○ 高梨 憲司	(福)愛光
高村 リュウ	千葉市地域で生きる会
田子 雄介	谷津ゆうあい茶房かりん
辻川 利江子	千葉県肢体不自由児者父母の会
野老 真理子	大里総合管理株式会社
長島 美奈	千葉県精神科医療センター
成瀬 正次	全国脊髄損傷者連合会
西村 瑞絵	NPO南房総精神障害者の生活を支える会
根本 光男	株式会社千葉薬品
◎ 野沢 和弘	全日本手をつなぐ育成会権利擁護委員会
舟田 晋一郎	浦安市障害者福祉センター
堀口 寿広	国立精神・神経センター精神保健研究所
宮前 信彦	千葉県千葉リハビリテーションセンター
森 登美子	家庭教師(地域づくりコーディネーター)
山田 晴子	NPOちばMDエコネット
横山 典子	千葉県地方精神保健福祉審議会委員

◎…座 長

○…副座長